

○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
法第三十一条第一項に規定する患者	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係

等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業	型インフルエンザ等医療提供を行う事業	る業務
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事

	社会保険・社会福祉・介護事業
業	介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 救護施設 児童福祉施設
	要介護度三以上、障害程度区分四以上（障害児にあつては、短期入所に係る障害児程度区分二以上）又は未就学児の利用者であつてサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがいる入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務